

次世代法に基づく一般事業主行動計画

学校法人聖ヶ丘学園

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年 6月 1日～ 2025年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1:年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均10日以上とする。

<対策>

- 2022年 6月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 2023年 4月～ 各部署（学校）及び各施設（幼稚園・保育園）において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 2024年 4月～ 有給休暇取得率が低い施設を指導し、改善を図る。

目標2:妊娠中及び出産後における配慮を実施する。

<対策>

- 2022年 6月～ 母性保護及び母性健康管理を適切に実施するため、妊娠中及び出産後の職員に対して、制度を積極的に周知する。

以上